（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	（略）
（略）	（略）
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）	第四十八条の八第二項の規定による記録の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）	第六条の二十九第二項の規定による記録の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）	第四十二条第二項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十五条の四並びに第百三十六条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
	第七十五条第二項（第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百三条の二十二及び第二百十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
	第百七十条の三第二項（第百七十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	（略）
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）	（略）
（新設）	（新設）
	（新設）
	（新設）